

改正 令和六年一月三〇日教育委員会規則第一号

埼玉県いじめ問題調査審議会規則をここに公布する。

埼玉県いじめ問題調査審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県いじめ問題調査審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員六人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員の任命)

第三条 委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、次に掲げる者のうちから、埼玉県教育委員会が任命する。

- 一 弁護士
- 二 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- 三 心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者
- 四 学識経験のある者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、埼玉県教育委員会教育長（第十一条において「教育長」という。）が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員等は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第九条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席及び欠席した委員等の氏名
- 三 議決事項
- 四 表決における賛否の数
- 五 議事の経過
- 六 その他必要な事項

2 議事録には、会長及び出席した委員等のうちから会長が指名した一人の委員等が署名するものとする。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(埼玉県教育局組織規則の一部改正)

2 埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県いじめ問題調査審議会に関すること。

附 則（令和六年一月三〇日教育委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。